

別表（第3条関係）

1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) 判定基準

認定区分	ランク	判定基準
非該当	J 1	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており交通機関等を利用して独力で外出する。
	J 2	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており隣近所へなら独力で外出する。
障害者に準ずる者	A 1	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。
	A 2	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
特別障害者に準ずる者	B 1	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。
	B 2	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。介助により車いすに移乗する。
	C 1	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。自力で寝返りをうつ。
	C 2	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。自力では寝返りも出来ない。

2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

認定区分	ランク	判定基準
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者に準ずる者	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
	II b	家庭内で上記IIの状態が見られる。
特別障害者に準ずる者	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	III a	日中を中心とした上記IIIの状態が見られる。
	III b	夜間を中心とした上記IIIの状態が見られる。
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。